

吸収分割に係る事前開示書面

2021年5月27日

大阪府大阪市北区堂山町3番3号
株式会社LeTech
代表取締役社長 平野 哲司

当社は、2021年5月18日開催の取締役会において、2021年7月1日を効力発生日（予定）として、当社の介護事業を当社が新たに設立した株式会社西日本ヘルスケア（以下「西日本ヘルスケア」といいます。）に対し、会社分割（簡易吸収分割）の方法により承継させること（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約の締結を決議し、同日付で同契約を締結いたしましたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の定めに従い、下記のとおり法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1のとおりです。

2 吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

西日本ヘルスケアは、当社の完全子会社であるため、本吸収分割に際し、西日本ヘルスケアは当社に対して株式、金銭等の対価を交付いたしません。

3 株式を吸収分割株式会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4 新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5 吸収分割承継株式会社についての事項（会社法施行規則第183条第4号）

西日本ヘルスケアは、2021年4月21日に設立された会社であるため、最終事業年度が存在しません。西日本ヘルスケアの成立の日における貸借対照表の内容は別紙2のとおりです。なお、西日本ヘルスケアについて、西日本ヘルスケアの成立の日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等はなく、西日本ヘルスケアの成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6 吸収分割株式会社についての事項（会社法施行規則第183条第5号）

該当事項はありません。

7 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則 183 条第 6 号）

当社及び西日本ヘルスケアのそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割の効力発生日以後における当社及び西日本ヘルスケアの債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、当社及び西日本ヘルスケアの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、当社及び西日本ヘルスケアが負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

以上

【別紙1】

吸收分割契約



吸 収 分 割 契 約 書

株式会社 L e T e c h (以下「甲」という。) 及び株式会社西日本ヘルスケア (以下「乙」という。) は、甲が行っている有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置・管理・運営、介護保険法に基づくグループホームの設置・管理・運営、小規模多機能型居宅介護、訪問介護事業を含む指定介護及び介護予防事業 (以下「本事業」という。) に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割 (以下「本件吸収分割」という。) について、以下のとおり吸収分割契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

第1条 (吸収分割)

甲は、本契約に基づき、第4条に定める効力発生日に、甲が本事業に関して有する第2条に定める権利義務等を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条 (承継する権利義務等)

- 1 甲は、乙に対し、本件吸収分割により、第4条で定める効力発生日に、別紙~~主~~「承継権利義務明細表」に記載された本事業に属する資産、負債、権利義務、契約上の地位及び許認可等を移転し、乙は、これを承継する。
- 2 本件吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
- 3 甲及び乙は、本件吸収分割に際して、登記、登録、通知等の手続が必要なものについては、甲乙協力してその手続を行うものとする。なお、右手続に要する費用は、甲乙各自において自ら実施する手続に必要な費用を負担する。



走文字削除

第3条 (分割対価)

乙は、本件吸収分割に際し、甲に対して株式その他一切の対価を支払わない。

第4条 (本件吸収分割の効力発生日)

本件吸収分割がその効力を生ずる日 (以下「本件効力発生日」という。) は、令和3年7月1日とする。ただし、甲及び乙は、必要に応じて協議のうえ合意し、これを変更することができる。

第5条 (乙の資本金及び準備金)

乙は、本件吸収分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条 (簡易分割・略式分割)

- 1 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約につき株主総会の決議による承認を受けずに本件吸収分割を行うものとする。
- 2 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の決議によ

る承認を受ければ、本件吸収分割を行うものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から本件効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって本件事業にかかる業務の執行及び財産の管理をし、本件吸収分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、乙と協議するものとする。

第8条（本契約の変更等）

- 1 甲及び乙は、本契約締結日から本件効力発生日までの間において、本件事業又は本件事業に属する資産、負債及び権利義務に重大な変動が生じたときその他必要な場合には、協議のうえ、本契約に定める本件吸収分割の内容を変更することができる。
- 2 甲及び乙は、本件吸収分割の実行に重大な支障が生じ、本契約の目的達成が著しく困難となったときは、協議のうえ、本契約を解除することができる。

第9条（専属的合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地の地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本契約に定める内容に疑義が生じた場合又は本契約に定める事項のほか本件吸収分割に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ決定する。

本契約の証として、本書を2通作成のうえ甲・乙各自記名（署名）押印し、各自1通を保有する。

2021年 5月18日

甲： 大阪市北区堂山町3番3号
株式会社L e T e c h
代表取締役 平野 哲司



乙： 大阪市北区堂山町3番3号
株式会社西日本ヘルスケア
代表取締役 水向 隆



(別紙)

承継権利義務明細表

乙は、本件吸収分割により、本件効力発生日における甲の本件事業に属する資産、負債、権利義務、契約上の地位及び許認可等について、以下に記載するものを承継することとする。なお、承継する資産及び負債については、令和3年1月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日前日までの増減を加除して確定する。また、甲は乙に対し、下記2記載の負債を除き、法律上の原因の如何を問わず、本件効力発生日において既に発生している債務及び本件効力発生日以前の原因に基づき本件効力発生日以降に発生する債務（偶發債務及び簿外債務を含む。）を一切承継させない。

1 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する現金、売掛金、未収入金、未収収益、前払費用及びその他の流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本件事業に属する什器備品等の有形固定資産

② 無形固定資産

本件事業に属するソフトウェア等の無形固定資産

③ 投資その他の資産

本件事業に属する保証金、敷金等の投資その他の資産

2 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、前受収益、預り金、未払費用、賞与引当金等の流動負債

(2) 固定負債

本件事業に属する退職給付引当金、預り保証金等の固定負債

3 承継する雇用契約等

甲の従業員（パート及びアルバイトを含む。）であって、本件事業に主として従事する者にかかる労働契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務

4 承継するその他の権利義務、契約上の地位及び許認可等

(1) 雇用契約等以外の契約上の地位

ア 本件事業に属する賃貸借契約、リース契約及びこれに付随する契約

イ 本件事業に属する施設利用者との間の契約及びこれに付随する契約

ウ 本件事業に属するその他の一切の契約

(2) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出、指定、確認等のうち、法令上又
は事実上承継可能なもの

以 上



【別紙2】

西日本ヘルスケアの成立の日における貸借対照表の内容

(単位：円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	1,000,000	資本金	1,000,000
資産合計	1,000,000	負債・純資産合計	1,000,000